

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 4 年 9 月 8 日

【会社名】 エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
(HSBC Holdings plc)

【代表者の役職氏名】 グループ最高財務責任者 イーウェン・スティーブンソン
(Ewen Stevenson, Group Chief Financial Officer)

グループ会社秘書役兼チーフ・ガバナンス・オフィサー
 アイリーン・テイラー
 (Aileen Taylor, Group Company Secretary and Chief Governance Officer)

【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
 弁護士 河 野 太 郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
 第 7 回期限前償還条項付円貨社債 (2022) 447億円
 エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
 第 8 回期限前償還条項付円貨社債 (2022) 415億円
 エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
 第 9 回期限前償還条項付円貨社債 (2022) 139億円
 エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー
 第 1 回期限前償還条項付円貨社債 (劣後特約付) (2022) 119億円

【発行登録書の内容】

提出日	令和 4 年 5 月 2 日
効力発生日	令和 4 年 5 月 12 日
有効期限	令和 6 年 5 月 11 日
発行登録番号	4 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1 兆円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし			該当なし	
実 績 合 計 額		0 円	減額総額	0 円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額
総額） 1 兆円

（発行残高の上限を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実 績 合 計 額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額
+ 償還総額 - 減額総額） 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

＜エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関する情報＞

第1【募集要項】

注：本「第1 募集要項」には、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行するエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第7回期限前償還条項付円貨社債（2022）（以下「第7回期限前償還条項付円貨社債」という。）、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第8回期限前償還条項付円貨社債（2022）（以下「第8回期限前償還条項付円貨社債」という。）、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第9回期限前償還条項付円貨社債（2022）（以下「第9回期限前償還条項付円貨社債」という。）およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第1回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（以下「第1回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）」という。）（以下「本社債」と総称し、本社債の社債権者を「本社債権者」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、＜第7回期限前償還条項付円貨社債＞、＜第8回期限前償還条項付円貨社債＞、＜第9回期限前償還条項付円貨社債＞および＜第1回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第7回期限前償還条項付円貨社債＞、＜第8回期限前償還条項付円貨社債＞、＜第9回期限前償還条項付円貨社債＞および＜第1回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞の見出しの下に記載された「本社債」および「共同主幹事会社」という用語は、それぞれの回号にかかる各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の社債権者、それぞれの回号の社債の要項およびそれぞれの回号にかかる財務代理人は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」および「財務代理人」と記載している。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、自らが保有するそれぞれの回号の社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第7回期限前償還条項付円貨社債＞

銘 柄	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第7回期限前償還条項付円貨社債（2022）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	447億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	447億円

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率 (%)	年1.478% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(下記「利息支払の方法 - (3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。)および1.350%(年率)の合計値に改定される。下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年3月15日および9月15日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。	任意償還日	2025年9月15日 下記「償還の方法 - (3)」を参照のこと。
償還期限	2026年9月15日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な し	申込期間	2022年9月8日
払込期日	2022年9月15日 (以下「発行日」という。)	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の 日本国内における本店および各支店

< 第8回期限前償還条項付円貨社債 >

銘 柄	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第8回期限前償還条項付円貨社債(2022)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	415億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	415億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率 (%)	年1.958% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(下記「利息支払の方法 - (3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。)および1.750%(年率)の合計値に改定される。下記「利息支払の方法」を参照のこと。

利払日	毎年 3 月15日および 9 月15日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。	任意償還日	2027年 9 月15日 下記「償還の方法 - (3)」を参照のこと。
償還期限	2028年 9 月15日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な し	申込期間	2022年 9 月 8 日
払込期日	2022年 9 月15日 (以下「発行日」という。)	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の 日本国内における本店および各支店

< 第 9 回期限前償還条項付円貨社債 >

銘 柄	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第 9 回期限前償還条項付円貨社債 (2022) (注 1) (注 2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	139億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	139億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率 (%)	年2.250% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある 1 年物日本円TONA東京スワップレート (10時) (下記「利息支払の方法 - (3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年 1 回払いベースの年率から半年毎の年 2 回払いベースの年率に変換する。) および1.850% (年率) の合計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年 3 月15日および 9 月15日 下記「利息支払の方法」を参照のこと。	任意償還日	2031年 9 月15日 下記「償還の方法 - (3)」を参照のこと。
償還期限	2032年 9 月15日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な し	申込期間	2022年 9 月 8 日
払込期日	2022年 9 月15日 (以下「発行日」という。)	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の 日本国内における本店および各支店

< 第 1 回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付） >

銘 柄	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第 1 回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2022）（注 1）（注 2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	119億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	119億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	年2.500% 下記任意償還日の翌日以降の利率 は、適用ある 5 年物日本円TONA東 京スワップレート（10時）（下記 「利息支払の方法 - (3)(a)」に定 義する。ただし、当該箇所の記載 に従って年 1 回払いベースの年率 から半年毎の年 2 回払いベースの 年率に変換する。）および2.292% （年率）の合計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照の こと。
利払日	毎年 3 月15日および 9 月15日 下記「利息支払の方法」を参照の こと。	任意償還日	2027年 9 月15日 下記「償還の方法 - (3)」を参照の こと。
償還期限	2032年 9 月15日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な し	申込期間	2022年 9 月 8 日
払込期日	2022年 9 月15日 （以下「発行日」という。）	申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の 日本国内における本店および各支 店

（中略）

引 受 人

< 第 7 回期限前償還条項付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額 （百万円）	元引受の条件
会 社 名	住 所		

H S B C証券株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番1号 H S B Cビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2022年9月8 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.200% に 相 当 す る 金 額 である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		44,700	

< 第8回期限前償還条項付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		

H S B C証券株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番1号 H S B Cビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2022年9月8 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.250% に 相 当 す る 金 額 で あ る。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		41,500	

< 第9回期限前償還条項付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		

H S B C証券株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番 1 号 H S B C ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2022年 9 月 8 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.325% に 相 当 す る金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目 9 番 1 号		
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目 9 番 2 号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番 1 号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目 3 番 1 号		
合 計		13,900	

< 第 1 回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付） >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額 （百万円）	元引受の条件
会 社 名	住 所		

H S B C証券株式会社	東京都中央区日本橋 三丁目11番1号 H S B Cビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2022年9月8 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.400%に相当す る金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		11,900	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2022年9月8日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関連業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

< 第7回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 本社債の利息は2022年9月16日（その日を含む。）からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年3月15日に始まり満期日（下記「償還の方法 - (1)」に定義する。）（その日を含む。）までの毎年3月15日および9月15日の2回（以下それぞれを「利払日」という。）、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

- (2) 2022年9月16日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (3)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年1.478%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の利率は、改定後利率決定日(以下に定義する。)における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(以下に定義する。)(年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。)および1.350%(年率)の合計値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

(中略)

< 第8回期限前償還条項付円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は2022年9月16日(その日を含む。)からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年3月15日に始まり満期日(下記「償還の方法 - (1)」に定義する。)(その日を含む。)までの毎年3月15日および9月15日の2回(以下それぞれを「利払日」という。)、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- (2) 2022年9月16日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (3)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年1.958%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の利率は、改定後利率決定日(以下に定義する。)における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(以下に定義する。)(年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。)および1.750%(年率)の合計値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

(中略)

< 第9回期限前償還条項付円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は2022年9月16日(その日を含む。)からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年3月15日に始まり満期日(下記「償還の方法 - (1)」に定義する。)(その日を含む。)までの毎年3月15日および9月15日の2回(以下それぞれを「利払日」という。)、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

- (2) 2022年9月16日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (3)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年2.250%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の利率は、改定後利率決定日(以下に定義する。)における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(以下に定義する。)(年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。)および1.850%(年率)の合計値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

(中略)

<第1回期限前償還条項付円貨社債(劣後特約付)>

- (1) 本社債の利息は2022年9月16日(その日を含む。)からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年3月15日に始まり満期日(下記「償還の方法 - (1)」に定義する。)(その日を含む。)までの毎年3月15日および9月15日の2回(以下それぞれを「利払日」という。)、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- (2) 2022年9月16日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (3)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年2.500%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の利率は、改定後利率決定日(以下に定義する。)における5年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(以下に定義する。)(年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。)および2.292%(年率)の合計値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

(中略)

償還の方法

<第7回期限前償還条項付円貨社債>

- (1) 満期償還
- 本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2026年9月15日(「満期日」という。)に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

- (3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2025年9月15日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

（中略）

< 第8回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年9月15日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

(3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2027年9月15日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

（中略）

< 第9回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2032年9月15日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

(3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2031年9月15日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

（中略）

< 第1回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付） >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2032年9月15日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

(3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2027年9月15日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

（後略）

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

< 期限前償還条項付円貨社債 >

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,001億円	2億3,832万5千円	998億6,167万5千円

(注) 第7回期限前償還条項付円貨社債、第8回期限前償還条項付円貨社債および第9回期限前償還条項付円貨社債の合計金額である。

< 期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付） >

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
119億円	4,760万円	118億5,240万円

（後略）

第2【売出要項】

該当事項なし

募集又は売出しに関する特別記載事項

（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2022年9月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書とします。両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和4年9月8日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 令和3年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）
令和4年5月2日関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 令和4年度中（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）
令和4年9月6日関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和4年9月8日）までの間において重大な変更その他の重大な事由はない。

2 将来に関する事項について

当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日（令和4年9月8日）現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。

3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

（後略）

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

第四部【保証会社等の情報】

該当なし